

# 討 論

請願第7号  
労働時間と解雇の規制強化を求める意見書の  
提出について

## 反対

平栗 征雄 議員

労働時間規制の適用除外の拡大（高度プロフェSSIONAL制度）は、職務の範囲が明確で一定の年収を有する労働者が、高度の専門的知識を必要とする等の業務に従事する場合には、厳格な健康確保措置を講ずること、本人の同意や委員会の決議等を要件としている。高度プロフェSSIONAL制度を制限することは、我が国の生産性向上や企業における先端技術の発展を阻害することになると思う。よって、この請願第7号に反対する。

議案第52号、議案第62号  
二本松市国民健康保険税条例の一部を  
改正する条例制定について 他

## 反対

斎藤 広二 議員

市内国保世帯の1人当たり所得は59万円で全国平均の7割。税負担率は1.5倍の8万8,584円。国保税の応能応益割合を変更すれば、1世帯5,900円の値下げも可能とされた。

国保は国庫負担金がなければ安定した運営ができないのに、国は負担金を半減させてきた。全国知事会は1兆円の支援を求め、実現すれば一人当たり3万円の減税になる。

大企業への優遇税制で300兆円に膨れ上がった内部留保に、中小企業並みの税負担だけでも5兆円以上確保できる。

平 敏子 議員

## 賛成

安倍政権は、昨年労働者派遣法を改悪し、原則1年、最長3年の派遣を無期限にした。次の目標は、労働基準法の改悪で、その中心が、課長になる一步手前の高度専門職の労働者に対し残業代を支払わない「高度プロフェSSIONAL制度」の創設である。時間外労働や深夜・休日労働に対する割増賃金の支払い義務や労働時間の管理義務がなくなる。今必要なのは、心身の健康を無視した働き方・働かせ方等を規制し、労働時間の短縮と安定した雇用を実現する法整備である。

五十嵐 勝蔵 議員

## 賛成

労働基準法の改悪では、「8時間労働」の原則が適用されない労働者をつくり、「残業代ゼロ」をもたらす「労働時間法制」の制定が狙いである。いま労働者を取り巻く環境は大変厳しく、低賃金による長時間労働、非正規労働者が増大しており、労働者の暮らし、命、健康を守るため、労働時間と解雇の規制強化を求めることは当然のことであり、請願第7号の採択に賛成する。

## 6月定例会賛否一覧

※これ以外の案件は全会一致で可決されています。

議員名 議案等名	議決結果	賛成・反対		本多	佐藤	石井	加藤	本多	熊田	小野	安齋	深谷	菅野	堀籠	佐藤	菅野	小林	浅川	平塚	平塚	斎藤	佐藤	斎藤	斎藤	高橋	五十嵐	平栗	
		賛成	反対	勝実	運喜	馨	建也	俊昭	義春	利美	政保	勇吉	寿雄	新一	有	明	均	吉寿	敏子	志一	広二	源市	賢一	周一	正弘	勝蔵	征雄	
議案第52号 二本松市国民健康保険税条例の一部を改正する条例制定について	原案可決	21	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議案第62号 平成28年度二本松市国民健康保険特別会計補正予算	原案可決	21	3	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
請願第7号 労働時間と解雇の規制強化を求める意見書の提出について	(注) 不採択	12	12	●	●	●	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	

(注) 請願第7号については、可否同数であったため、議長裁決により不採択となりました。

※○は賛成、●は反対。

※議長（野地久夫）は採決に加わっていません。